

インターネット対応 を迫られる法制度

～ 著作権とプライバシー ～

担当：秋山卓司（JAIPA）

まずは著作権から…

クラウド時代の著作権

虎ノ門南法律事務所
弁護士 市川 穰

クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(2) 間接侵害法理に関連する主な判例

- ① スターデジオ事件(東京地判平成12年5月16日)
- ② ときめきメモリアル事件(最判平成13年2月13日)
- ③ デッドオアアライブ事件(東京高判平成16年3月31日)
- ④ ファイルログ事件(東京地判平成15年1月29日(中間判決)、
東京高判平成17年3月31日)
- ⑤ 録画ネット事件(知的高決平成17年11月15日)
- ⑥ MYUTA事件(東京地判平成19年6月14日)
- ⑦ 選撮見録事件(大阪高判平成19年6月14日)
- ⑧ ブレイクTV事件(知財高判平成22年9月8日)
- ⑨ まねきTV事件(最判平成23年1月18日)
- ⑩ ロクラクⅡ事件(最判平成23年1月23日)
- ⑪ Winny事件(最判平成23年12月19日)
- ⑫ 自炊代行判決(東京地判平成25年9月30日)

クラウド時代の著作権

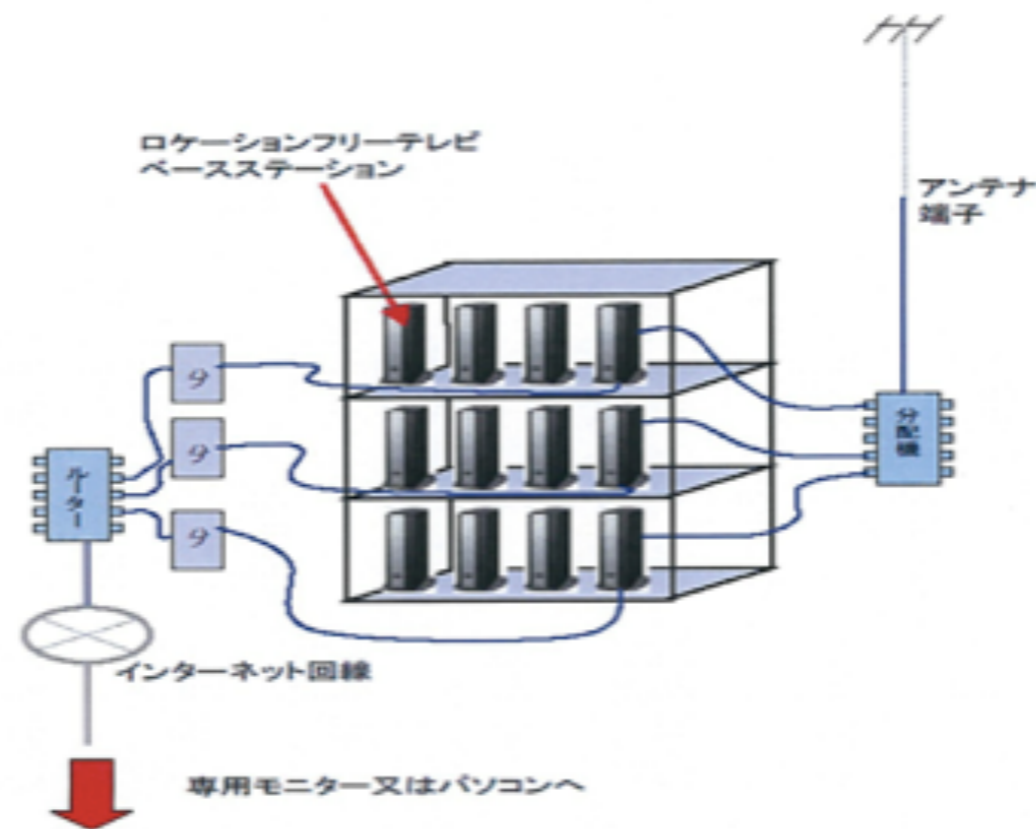
第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(6) まねきTV事件(最高裁)

別紙2

本件サービスのシステム構成



クラウド時代の著作権

第1. クラウドと著作権

2. 著作権法との交錯

(6) まねきTV事件(最高裁)

「自動公衆送信は、公衆送信の一態様であり(同項9号の4)、**公衆送信は、送信の主体からみて公衆によって直接受信されることを目的とする送信をいう**(同項7号の2)ところ、著作権法が送信可能化を規制の対象となる行為として規定した趣旨、目的は、公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信(後に自動公衆送信として定義規定が置かれたもの)が既に規制の対象とされていた状況の下で、現に自動公衆送信が行われるに至る前の準備段階の行為を規制することにある。このことからすれば、公衆の用に供されている電気通信回線に接続することにより、当該装置に入力される情報を受信者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する装置は、**これがあらかじめ設定された単一の機器宛てに送信する機能しか有しない場合であっても、当該装置を用いて行われる送信が自動公衆送信であるといえるときは、自動公衆送信装置に当たるというべきである。**」

クラウド時代の著作権

第3. 結語

1. 日本

- ・間接侵害法理が拡大中(?)
 - 行為者概念の一方向への規範化(ロクラクⅡ、まねきTV)
- ・包括的フェアユース規定の不存在
- ・プロバイダ責任法に関する判断基準の不明確性
 - 著作権侵害行為の判断リスクを事業者がある程度負担

2. 米国





- ・直接責任、寄与責任、代位責任、誘因責任が判例により明確化
- ・包括的フェアユース規定が存在
- ・DMCAによって事業者がとるべき対応が相当明確化している
 - 少なくとも通知に対応して削除措置を取る。

InternetWatch (2013年11月14日)

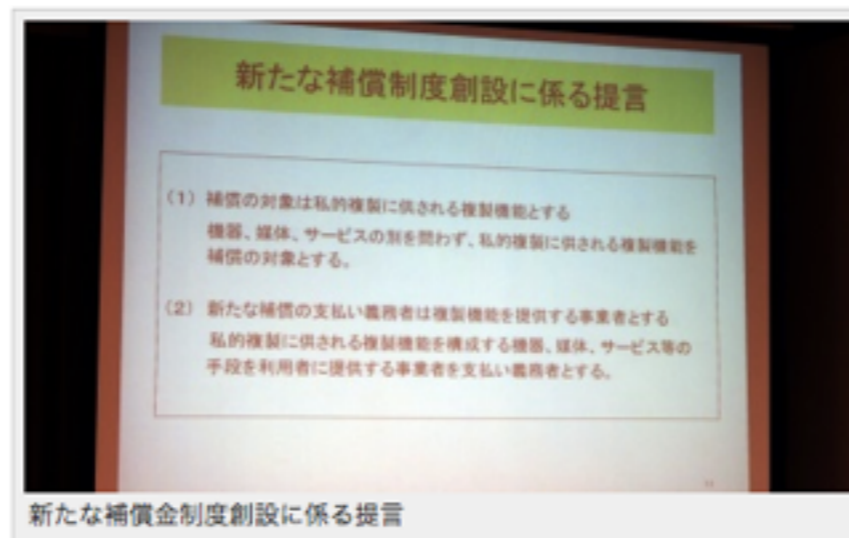
ニュース

「複製機能」を私的録音録画補償金の対象に、権利者団体が提言

(2013/11/14 21:06)

 48  377  ツイート 1,870  いいね! 565

音楽や映像の権利者団体など85団体が構成する「Culture First」は14日、著作物の複製に対する新たな補償金制度の創設についての提言を発表した。



提言の内容は、「補償の対象は私的複製に供される複製機能とする」「新たな補償の支払い義務者は複製機能を提供する事業者とする」という2点。

現行制度では、政令で指定された録音・録画用の機器や媒体のみが補償金制度の対象となっているが、提言では機器や媒体、サービスの別を問わず、私的複製に供される「複製機能」を補償の対象とすることを求めている。

CNET Japan (2013年11月15日)



米裁判所、米作家協会らによる「Google Books」訴訟を棄却

Stephen Shankland (CNET News) 翻訳校正: 編集部 2013/11/15 08:34

いいね!

69

+1

31

ツイート

113

ブックマーク

CNET あとで読む ▼

PR | コラボの裏側も! メディア戦略対談-サントリーxソフトバンク



米連邦裁判所は、著作権侵害でGoogleを訴えた作家団体による訴訟を棄却した。書籍は、インデックス化して検索結果の一部を引用して表示することに関してはウェブページと同じであると結論付けられた。

「Google Books」プロジェクトでは、多数の書籍を著作権所有者の許可なくデジタル化し、インデックス化しており、米作家協会(The Authors Guild)がそれを提訴していた。しかし、ニューヨークにある米巡回裁判所のDenny Chin判事は米国時間11月14日、この訴えを棄却し、略式判決を求めるGoogleの申し立てを認めた。

米連邦裁判所は、著作権侵害でGoogleを訴えた作家団体による訴訟を棄却した。

「Google Books」プロジェクトでは、多数の書籍を著作権所有者の許可なくデジタル化し、インデックス化しており、米作家協会(The Authors Guild)がそれを提訴していた。

しかし、ニューヨークにある米巡回裁判所のDenny Chin判事は米国時間11月14日、この訴えを棄却し、略式判決を求めるGoogleの申し立てを認めた。

TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム

TPPの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム

ホーム 提言 提言への賛同 賛同者リスト

米国知財法学者らからオバマ大統領への公開書簡の全訳掲載

ツイート 198 Like 227 people like this. Be the first of your friends.

[ウィキリークスによるTPP知財条文の8月時点案の流出](#)で世界が揺れる中、去る11月14日、米国で80名を超える知財分野のロースクール教授が連名にて、オバマ大統領にTPP知財条項の即時全文公開と、完全にオープンな交渉を求める公開書簡を送付しました ([原文](#))。

情報漏洩でなく米国政府こそが正確で最新の情報を開示し、創作者や消費者を含む多数の意見を取り入れるべきであるとして、「TPPの知的財産およびそれに関連する章について現時点での公式な全テキストを即時に公表すること、および、その条文案に対するパブリックコメントを募ること」等を求めています。

http://thinktppip.jp/?p=246

そしてプライベートシー...

INTERNET WEEK 2013

個人情報保護法の改正動向と ビッグデータ対応

— 政府IT総合戦略本部「パーソナルデータ
に関する検討会」を踏まえて



2013年11月28日(木)

新潟大学 法学部 教授 鈴木 正朝

朝日新聞 (2013年7月26日)

Suica履歴、JR東が販売 利用者に事前説明なし

Suica履歴販売の経緯

JR東日本
▼約4300万枚発行

首都圏約1800駅
でのデータ

- 乗り降り日時
- 運賃 性別
- 生年月



販売
日立製作所

統計レポート
として販売

一般企業
(市場調査などに利用)

利用者に
説明せず

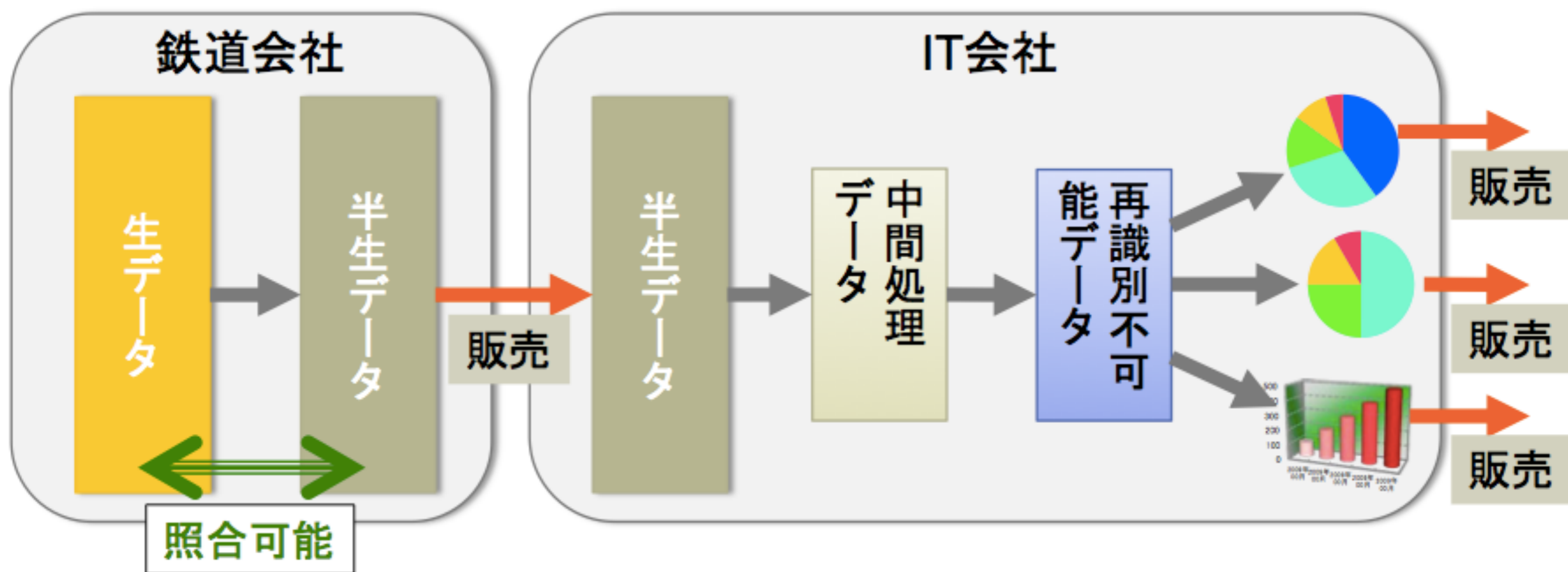
Suica履歴販売の経緯

【中田絢子】 JR東日本は25日、総発行枚数約4300万枚の交通系ICカード「Suica（スイカ）」の乗降履歴などを、市場調査用データとして7月から販売していたと公表した。同社は事前に利用者に明らかにしておらず、田浦芳孝常務は「説明が不十分で、大変なご心配をかけた。深くおわびする」と謝罪した。今後は、要望があった人のデータは販売しない方針という。

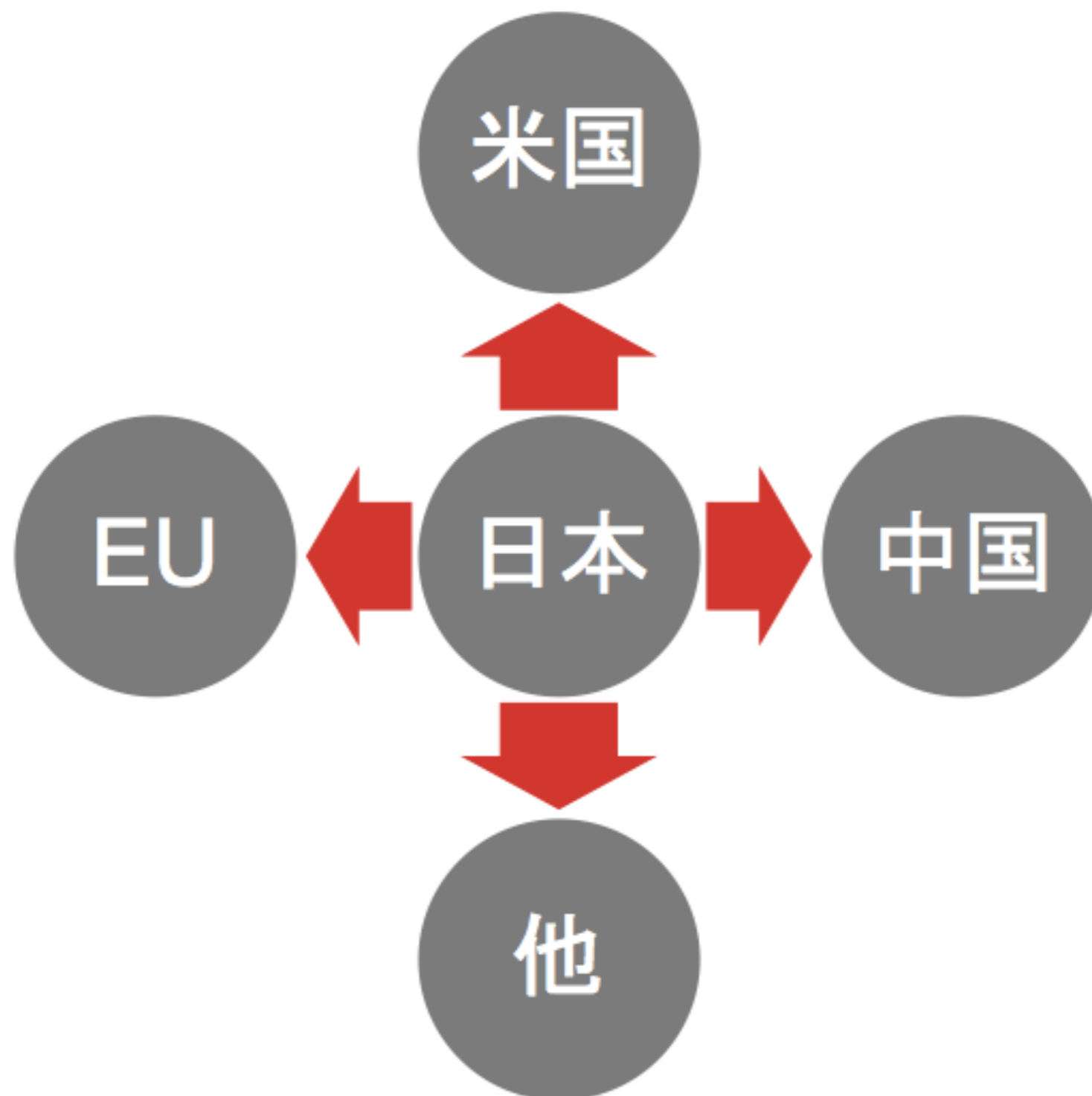
同社によると、販売されたのは、首都圏のJRや私鉄の約1800駅をSuicaで乗り降りした日時や運賃のデータ。

「匿名データ」の流通促進と本人のプライバシー保護のための措置 — 現行法上の解釈と立法的対応(案)

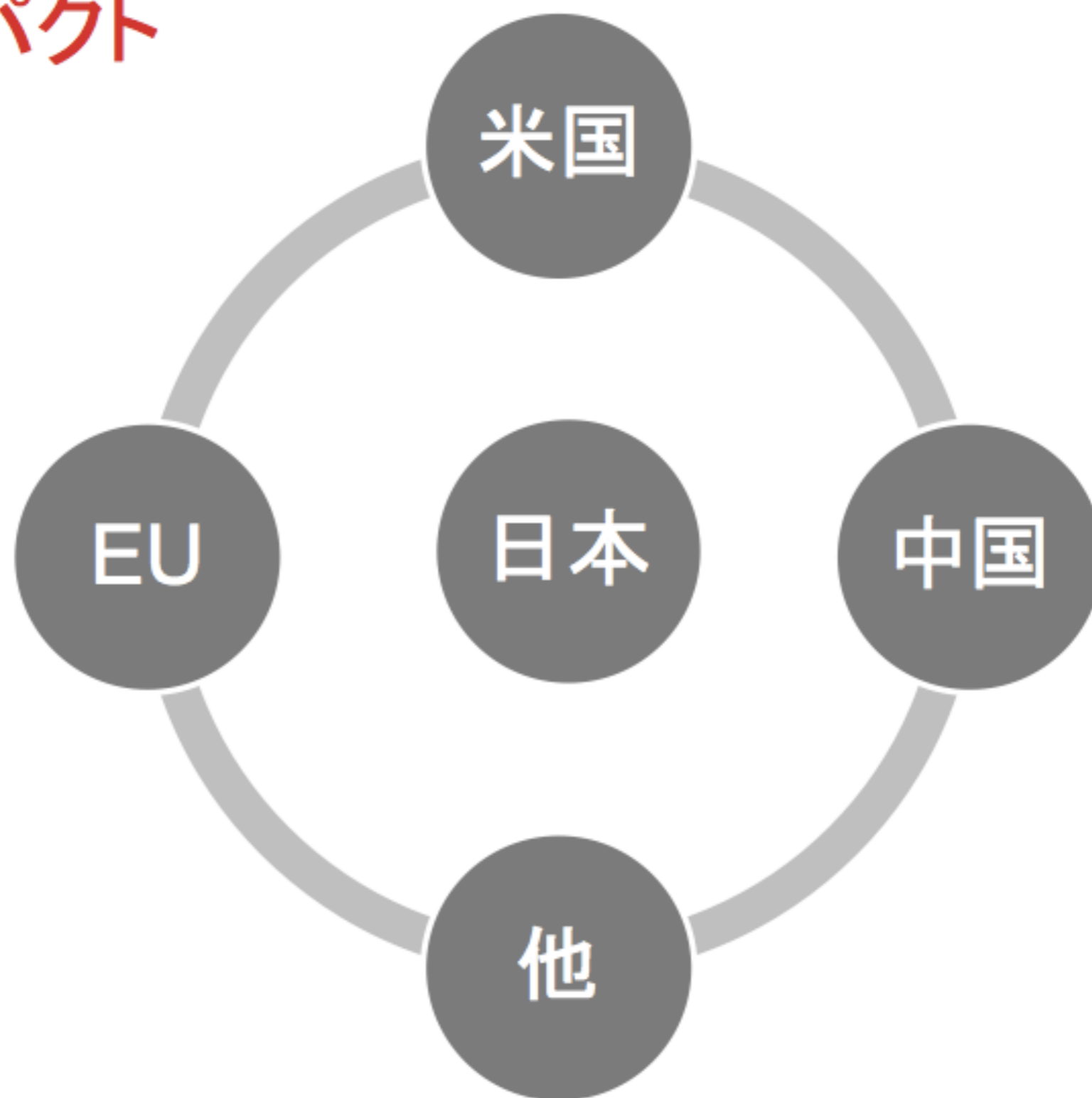
0. 某交通カードの乗車履歴データ提供事案 (現行法の下では**違法**)



- 国際競争に負けると何が起こるか？
→流出が加速する国内個人データ

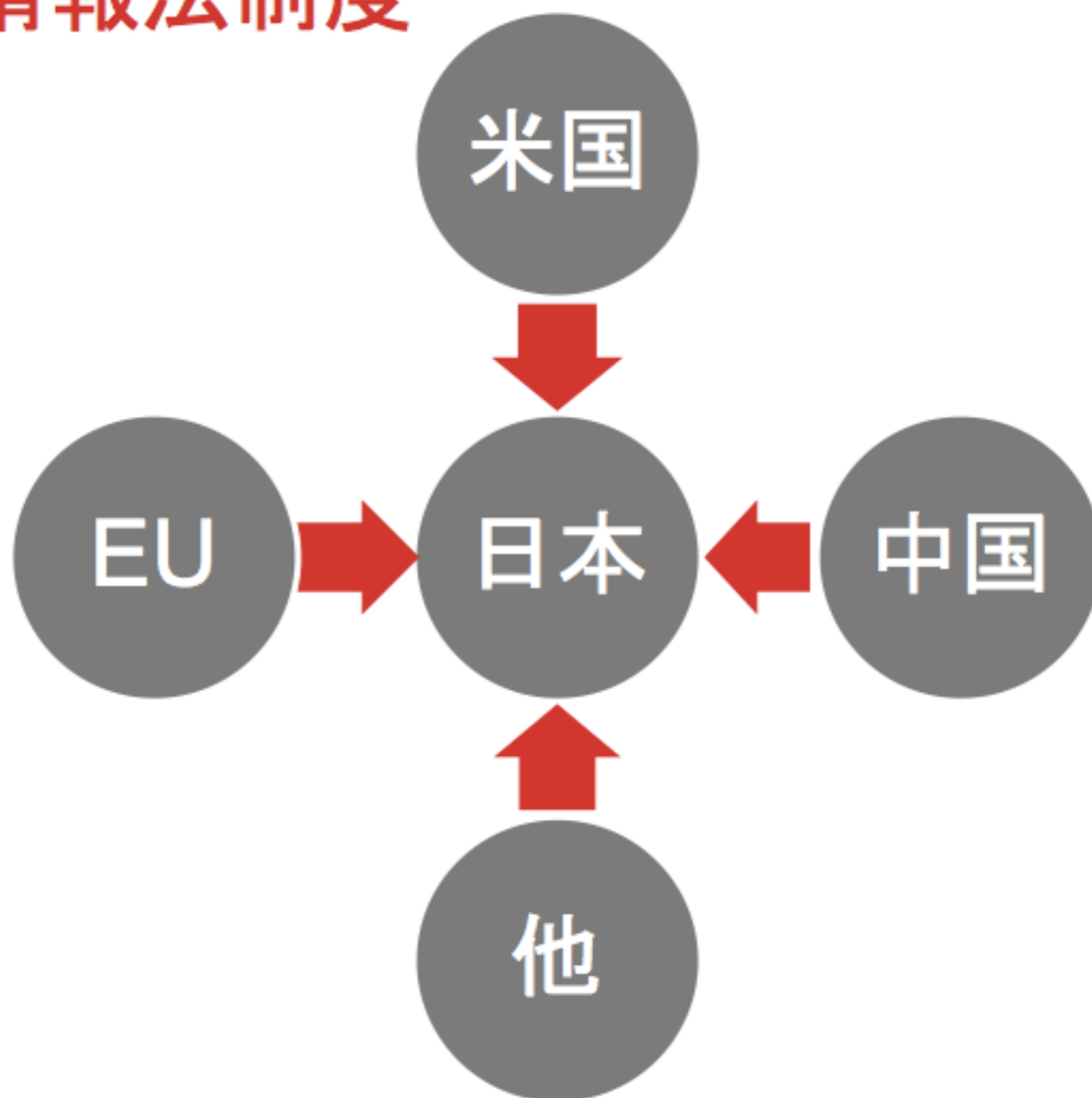


- 鎖国(ガラパゴス)政策の帰結するところは？
- 狭い市場・高コスト・高価格
- 財政インパクト

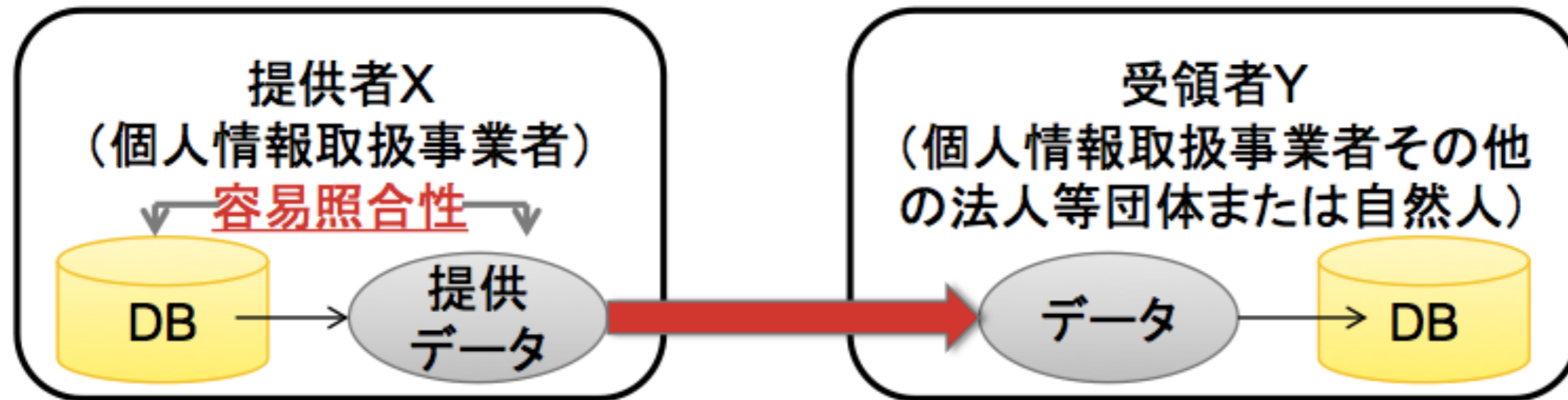


● 国際競争に勝つためには？

→ 世界中の個人データがクロスボーダに日本に集積可能な情報法制度



DB(元データ)から生成された提供データと個人情報保護法23条(第三者提供の制限)適用の有無

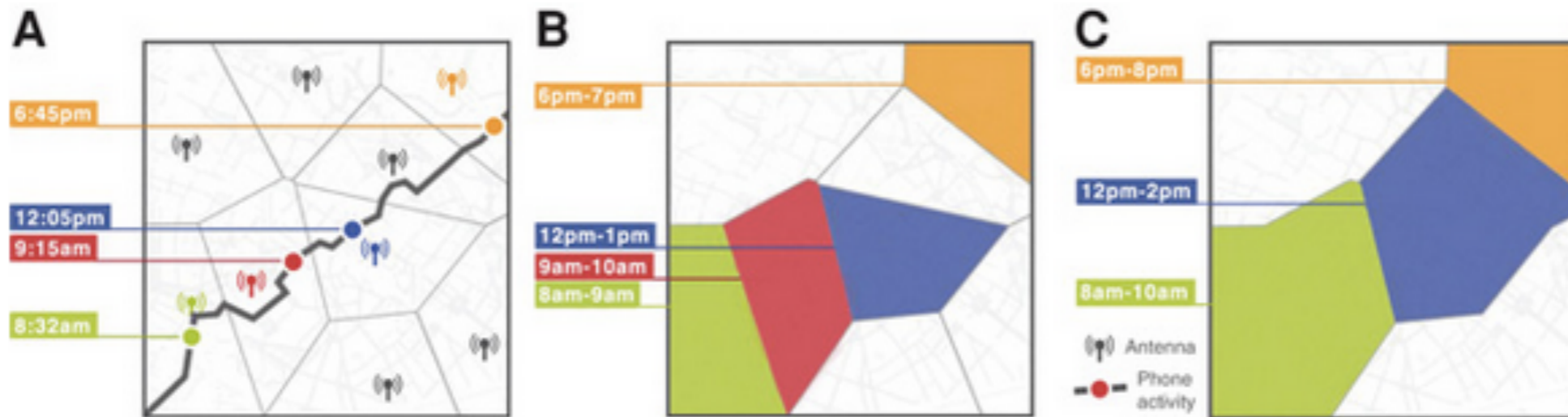


	提供者X	→提供データ→	受領者Y	Xへの23条適用の有無
1	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性あり ○	あり
2	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(統計)→	特定個人識別性なし X	なし
3	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(ID)→	特定個人識別性あり ○	原則：なし (例外：あり)
4	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性なし (Xは評価可能か?)	あり (なしとする説もある)
	容易照合性あり ○	→匿名データ→	再識別化リスクあり △	要改正 →日本版FTC3条件

「提供データ」の容易照合性判断

個人データ該当性判断の基準		
判断主体	個人情報取扱事業者(提供事業者)が、	← 誰が 容易に照合できるかは、義務を課されている事業者を主体として判断すべき。
判断時期	義務の履行時(提供時)に、	← 義務の要件だから。
判断対象(客体)	自己の取り扱っている当該情報(提供データ)と自己の取り扱っている「他の情報」(元データ)とが	← 事業者に不可能を強くない。 * <u>対象を自己の取り扱う範囲に限定していること</u> = 容易性あり
判断基準	照合可能(1対1対応 の関係にある)かどうかを評価する。	← 客観的に技術的な観点から判断(識別子、準識別子の有無など)

WIRD.JP (2013年9月5日)



A:匿名個人の1日の端末使用状況。送受信を行ったアンテナの位置と時間が細やかに記録される。B:時間の解像度を1時間ごとに落とした場合。C:時間の解像度を2時間ごとに落とした場合。8:32amと9:15amの空間的区別がつかなくなるが、ユニークな行動パターンに違いはない。Image: Yves-Alexandre de Montjoye et al.

「驚くべきことに、彼らは個人の端末の位置情報、それも1日にたった4つの「点」を押さえ分析することで、95%の精度で匿名から個人を導き出すことに成功している。その4つの位置情報が、自宅や職場からの通話やSMS、またはTwitterやFacebookへの書き込みだと想定してもらいたい。位置情報に加え、電話番号、自宅の住所、職場の住所、ソーシャルメディアに付随したメールアドレスなどにアクセスが可能となる。匿名の「線」にこれらの外部情報を加えるだけで、パズルのピースをはめ込むように「あなた」が特定できてしまう。」

<http://wired.jp/2013/09/05/privacy/2/>

続きは次のセッションで…

資料 S10 ビックデータ時代のプライバシー保護の技術

講師	タイトル	資料	更新日時
松本 泰	プライバシー保護に係る技術・ビジネス・制度の動向	資料1 (PDF、1.13MB)	2013年11月19日
吉井 英樹	ビッグデータビジネスと程よいWebプライバシー	資料2 (PDF、1.48MB)	2013年11月19日
山口 利恵	ビッグデータと匿名化	資料3 (PDF、2.65MB)	2013年11月19日16:45
佐久間 淳	ビッグデータのプライバシー保護技術	資料4 (PDF、4.77MB)	2013年11月19日

※WebブラウザによってはPDFが正しく表示されない場合があります。Adobe Readerなど専用ソフトの利用をお勧めします。

TechCrunch (2013年11月21日)

Googleのサーフ曰く、「プライバシーは異例かもしれない」。歴史的に見て彼は正しい



GREGORY FERENSTEIN

2013年11月21日

コメント 0



インターネットの初期設計者の一人が、プライバシーは比較的新しいコンセプトであることを、われわれに思い出させようとしている。「プライバシーは、産業革命がもたらした都市化ブームから生まれたもの」とGoogleのチーフ・インターネット・エバンジャリストで1970年代陸軍のインターネット・プロトタイプ、ARPANETの技術責任者、Vinton Gray Cerfは**言った**。だから、「プラ

イバシーは実は異例なのかもしれない」と、連邦取引委員会の集会で彼は語った。